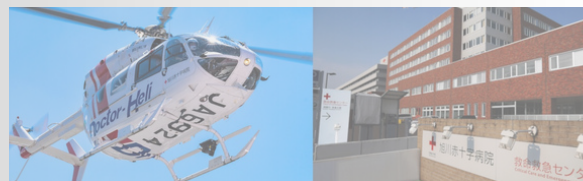


救命センター内で



特定看護師が活動しています

特定行為研修を修了した看護師が
急性期における患者様の命を守り
社会復帰へのお手伝いをします

特定行為とは

2015年より開始

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を修了した看護師が、医師とともに予め作成した手順書（指示）により、一定の診療の補助（特定行為）のことを言います。

特定看護師とは

スペシャリスト

研修を修了し、院内規定の水準に到達した看護師の事を言います。高い判断力と技能を備え、より高度な診療の補助を行える看護師です。

全ては患者様のために

POINT

私達は看護師である為、常に看護の視点を忘れる事なく、患者様のために安全で確かなスキルを届ける事を第一に考えています。

救命センターで実施している特定行為

- 気道確保に係るもの
気管挿管がなされている患者様のチューブを適切な位置に保ちます
- 人工呼吸療法に係るもの
人工呼吸療法中の患者様の安楽の提供と早期離脱のお手伝いをします
- 中心静脈カテーテル管理
必要がなくなった中心静脈カテーテルの抜去を行います
- 末梢留置型中心静脈カテーテル管理
点滴が難しい方や特殊な薬剤を必要とする患者様に、末梢留置型中心静脈カテーテル（PICC）の挿入を行います
- 栄養及び水分管理に係る薬剤投与
病状回復や状態安定化に必要な栄養や水分の点滴管理を行います
- 循環動態に係る薬剤投与
循環の安定のために必要な薬剤の調整を行います
- 動脈血ガス分析関連
動脈への注射を行い患者様の状態の把握を行います



皆様のご理解・ご協力をお願いします

クリティカルケア認定看護師・特定行為実践看護師

特定行為に関するご相談・お問合せ

旭川赤十字病院 患者相談窓口 平日8:30～17:00

